

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

(建築物空気調和用ダクト清掃業)

令和4年度



東京都健康安全研究センター

目 次

第1章	ダクト火災等についての最新の知見と事例	3
第2章	建築物事業登録制度について	
1	建築物衛生法 [※] の概要	23
2	建築物事業登録制度	26
3	建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準	31
4	各種届出	35
第3章	様式例	
1	新規・再登録申請に関する書類	39
2	変更届・廃止届	51
3	作成及び管理が必要な帳簿書類	55
	窓口・問合せ先	59

※ 本書では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称として「建築物衛生法」を使用しています。

第 1 章

ダクト火災等についての最新の知見と事例

令和4年「建築物事業登録営業所講習会」

ダクト火災等についての最新の知見と事例
－火災予防条例と厨房排気ダクト－

東 京 消 防 庁
予 防 部 予 防 課 火 気 電 気 係

講義内容

- 1、火気設備等の法令体系
 - 2、火気設備等の種類
 - 3、火災予防条例で定める維持管理等
 - 4、火災事例
 - 5、厨房設備に係る火災予防対策
-
-

1、火気設備等の法令体系

消防法第9条

かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。



消防法施行令第5条～第5条の5

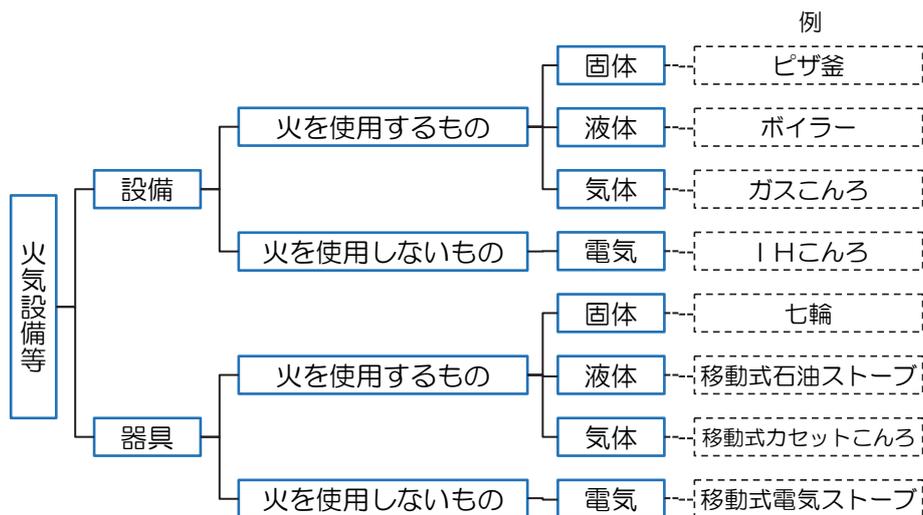
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）



各市町村にて条例を制定

火災予防条例

2、火気設備等の種類



2、火気設備等の種類

火気設備は、設備の種類ごとに火災予防条例で規定

- 炉（第3条）
- 厨房設備（第3条の2）
- ボイラー（第4条）
- ストープ（第5条）
- 壁付暖炉（第6条）
- 温風暖房機（第6条の2）
- ヒートポンプ冷暖房機（第6条の3）
- 乾燥設備（第7条）
- サウナ設備（第7条の2）
- 簡易湯沸設備（第8条）
- 給湯湯沸設備（第8条の2）
- 燃料電池発電設備（第8条の3）
- ふろがま（第9条）

※火災予防条例は東京都例規集データベース等から確認できます。

2、火気設備等の種類

火気設備は、設備の種類ごとに火災予防条例で規定

- 火花を生ずる設備（第10条）
- 放電加工機（第10条の2）
- 変電設備（第11条）
- 急速充電設備（第11条の2）
- 内燃機関を原動力とする発電設備（第12条）
- 蓄電池設備（第13条）
- ネオン管灯設備（第14条）
- 舞台装置等の電気設備（第15条）
- 避雷設備（第16条）
- 水素ガスを充てんする気球（第17条）

2、火気設備等の種類

火気器具は、設備の種類ごとに火災予防条例で規定

- 液体燃料を使用する器具（第18条）
- 固体燃料を使用する器具（第19条）
- 気体燃料を使用する器具（第20条）
- 電気を熱源とする器具（第21条）

3、火災予防条例で定める維持管理等

第3条（炉）・・・炉の位置・構造・管理の基準を定める条文
（他の火気設備でも準用している基本条文）

第3項第2号

「炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。」

第3条の2（厨房設備）

第1項第5号

「グリス除去装置等は、清掃を行い、火災予防上支障のないよう維持管理すること。」

（なお、同条第3項にて上記第3条第3項第2号を準用している。）

「グリス除去装置等」とは、天蓋、天蓋と接続する排気ダクト内、グリス除去装置及び火災伝送防止装置をいう。

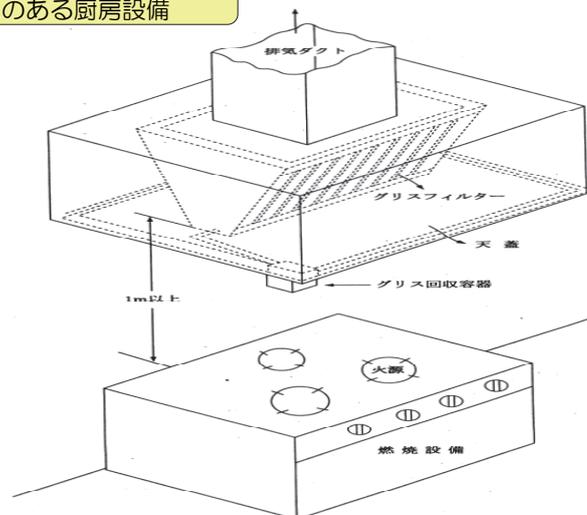
3、火災予防条例で定める維持管理等

厨房排気ダクト（厨房設備に附属するもの）

- 構造等…材質(耐食性を有する鋼板)、接続方法(フランジ接続、溶接)、他の用途のダクトと接続しない、直接屋外に排気する、内面を滑らかに仕上げる（フキツル蛇腹が外使用不可）、排気が十分に行える能力を有する、容易に清掃できる構造、下方排気は階ごとに専用など
- 周囲への延焼防止…ダクトは可燃物と10cm以上離すなど
- 排気取入口……………グリス除去装置・火炎伝送防止装置の設置、火源とグリス除去装置の距離(1 m以上)など

3、火災予防条例で定める維持管理等

油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備



4、ホテル内レストランの厨房ダクト火災



4、焼肉店ダクト火災



油塵が堆積し防火ダンパーが閉鎖していない

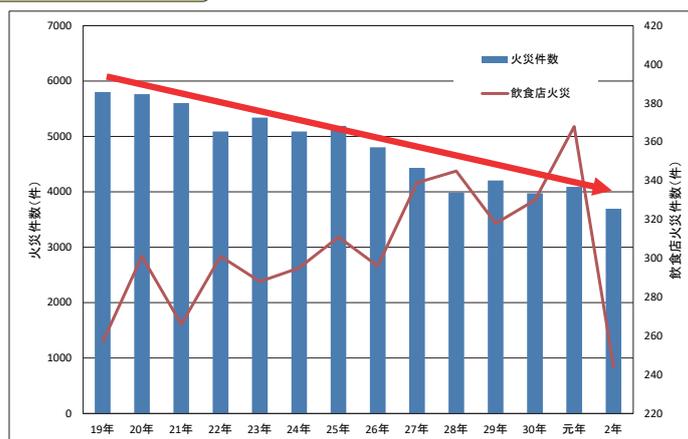
4、飲食店火災



避難誘導100名超発生

5、厨房設備に係る火災予防対策

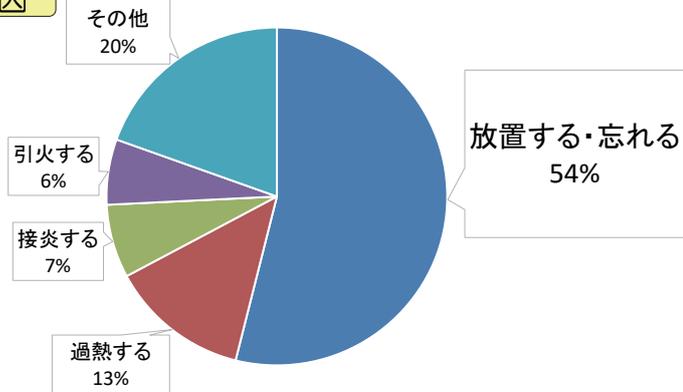
火災件数の推移



全体の火災件数は減少傾向だが飲食店火災の件数は増加傾向
(令和2年は大幅に減少！)

5、厨房設備に係る火災予防対策

出火原因



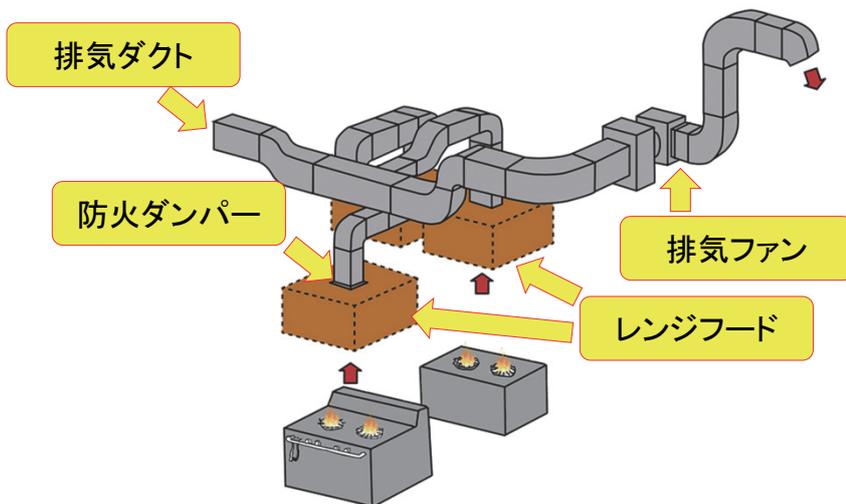
令和2年厨房関連ガス設備機器の発火源と経過

延焼要因

フード・フィルター・ダクトに付着した油かす

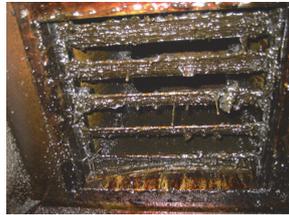
5、厨房設備に係る火災予防対策

油脂を含む蒸気が発生するおそれのある厨房排気ダクトの概要



5、厨房設備に係る火災予防対策

清掃されていない厨房排気ダクト等



防火ダンパー(5年以上)



ダクト内消火ノズル(5年以上)



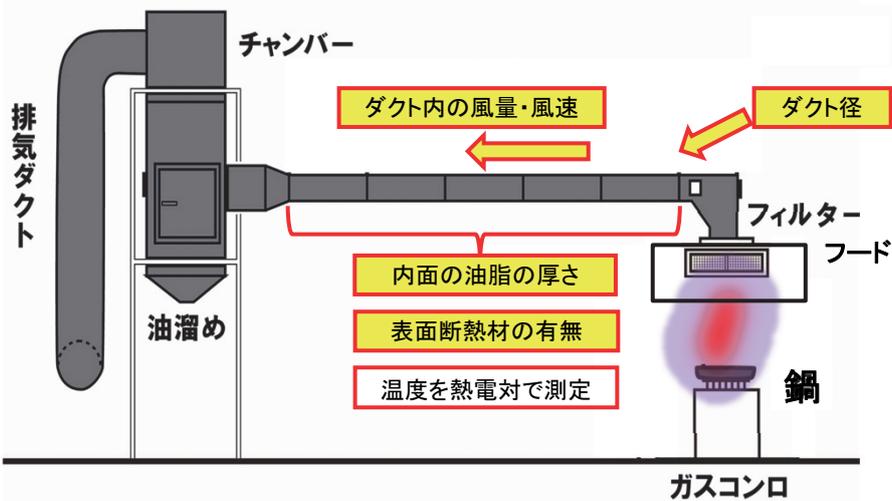
ファンケーシング(10年以上)



ダクト(10年以上)

5、厨房設備に係る火災予防対策

平成24年度 実験方法及び測定項目



5、厨房設備に係る火災予防対策

平成24年度天ぷら油火災実験



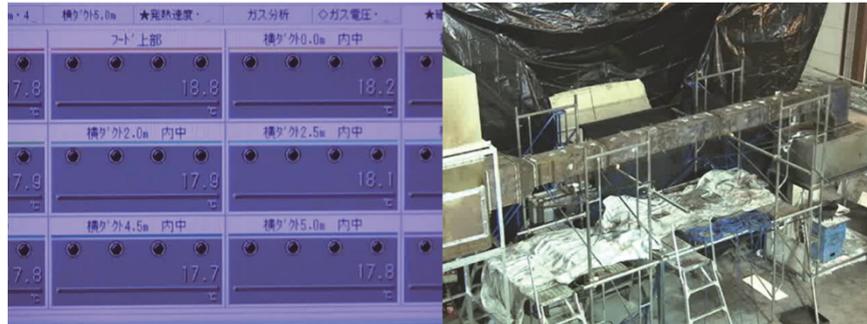
5、厨房設備に係る火災予防対策

ダクト内の延焼状況



5、厨房設備に係る火災予防対策

ダクト内温度測定



5、厨房設備に係る火災予防対策

温度ヒューズへの油塵堆積による影響

実験条件		油脂無	油脂 0.5g	油脂 1.0g	油脂 2.0g
公称作動温度 120°Cの 温度ヒューズ	作動時の温度 ^{注1}	231.7°C	267.9°C	666.6°C	487.4°C
	作動時間 ^{注2}	38 秒	48 秒	55 秒	61 秒
公称作動温度 160°Cの 温度ヒューズ	作動時の温度 ^{注1}	259.8°C	562.3°C	475.1°C	488.9°C
	作動時間 ^{注2}	42 秒	48 秒	58 秒	65 秒
公称作動温度 180°Cの 温度ヒューズ	作動時の温度 ^{注1}	263.5°C	353.4°C	528.9°C	369.1°C
	作動時間 ^{注2}	51 秒	61 秒	62 秒	75 秒

注1：温度ヒューズ作動時の温度

注2：天ぷら油発火から温度ヒューズが作動するまでの時間

※ 赤字は、作動時の温度が 350°C を超えたものを示す。

※ 2g の堆積により温度ヒューズ作動時間 約 1.5 倍
試験時の油塵発火温度 約 350°C 引火温度 約 200°C

5、厨房設備に係る火災予防対策

焼肉店火災抑制



5、厨房設備に係る火災予防対策

総合的な火災予防対策

(1) 店舗従業員の対策

- 飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策等のガイドライン（H24. 8. 21通知、H29. 11月更新）
- 厨房における火災予防の広報用映像等の活用（H29. 12. 20通知）

(2) 厨房関係業界（施工業者、飲食店事業主等）の対策

- 飲食店における火災予防対策の周知依頼（H29. 9. 4通知）

(3) 排気ダクト等の対策

- 火炎伝送防止装置としての「防火ダンパー」の指導基準の改正（H24. 7. 1運用開始）
- 厨房設備に付属する排気ダクト等に係る運用基準の改正について（H25. 10. 8運用開始）

5、厨房設備に係る火災予防対策

飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策等のガイドライン

(1) 防火意識の向上

「防火意識向上シート」(例)

厨房室の見やすい場所に
掲示し、注意喚起

厨房からの火災を防ぎましょう

普段の備え 1 放置しない！！ Never Leave Stay in the kitchen While cooking!! 飲食店火災の出火原因割合で最も多いのは、「放置する・忘れる」によるものです。	
普段の備え 2 点検・清掃をしよう！！ Check and Clean !! 天蓋やガラス除去装置に油膜が付着している場合、火災拡大原因になります。	
普段の備え 3 可燃物を置かない！！ Keep burnable items AWAY !! 厨房設備周りに可燃物がある場合、火災拡大原因になります。	
火災時の行動 通報！！ Call 119 !! 初期消火！！ PUT OUT FIRE !! 勤務先の住所や名称、消火機の設置場所や使用方法を確認しておきましょう。	

5、厨房設備に係る火災予防対策

飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策等のガイドライン

(2) 排気ダクト等の点検をしましょう

排気ダクト等の附属設備に係る点検表

部位	点検方法	点検の要点	確認欄
天蓋	目視により確認する。	ア 内面にフックス状の油膜（油の混じったほこり）等の付着がないか。 イ 変形、損傷、腐食等がないか。 ウ 樋に油脂分等の溜まりがないか。 エ オイル抜きのパラダからの油漏れがないか。	

(3) 排気ダクト等の清掃をしましょう

排気ダクト等の附属設備に係る清掃要領

部位	清掃要領	確認欄
天蓋	ア 天蓋下の器具等の保護のために養生ビニール等で保護。 イ 洗剤を塗布後にナイロンタワシ等により清掃。 （必要に応じスクレーパー（※）、ステンレスタワシ等を使用）。 ウ 樋はスクレーパー、洗剤等により清掃。 エ 雑巾ウエスで仕上げ拭き。	

5、厨房設備に係る火災予防対策

厨房における火災予防の広報用映像、リーフレット

消防署からのお知らせです

あなたのお店、厨房は大丈夫？

チェックポイント

- 火をつけたまま、その場を離れない。**
 - 煮込みや揚げ煎りなどの長時間調理の際、その場を離れたりしていませんか？
 - 絶対に離れないでください。
- こんろは壁から離しましょう。**
 - 建物の老朽化になると、こんろを壁にすらしめていませんか？
 - こんろと比べて大きすぎる鍋を掛けていませんか？
 - 壁から距離を十分に離しましょう。
 - 壁に穴があいていたら確実に危険です。
- グリスフィルターやダクトはきちんと清掃をしましょう。**
 - 汚れるから、奥い込みが深いからと、グリスフィルターを外していませんか？
 - グリスフィルターはきちんと取り除きましょう。
 - ダクト・グリスフィルターは、定期的にきちんと清掃しましょう。
 - 定期的に専門業者に点検・清掃してもらうことも有効です。

機器を定期的に点検しましょう。

- 火のつきが悪いのに無視して使っている人いませんか？
- 定期的に点検又は機器がおかしいと思ったら専門業者に点検してもらったほうがいいです。

こんろ周りに可燃物を放置しない。

- 周りに物を置かず放置していませんか？
- 使いやすいため、壁面だからと可燃物を放置せず、整理整頓を心がけましょう。

火事起きたら消火器で消しましょう。

- 火事が起きたら、まず消火器で火を消しましょう。
- 簡単に取捨する際には、適切な消火器が有効です。
- 消火後はガス栓の元栓を閉めてください。

水消火 **粉末消火器** **強化液消火器**

水消火は、可燃物に直接水をかけると、火災の原因となる油が沸騰して、火が広がる原因となります。また、油が沸騰すると、火が広がる原因となります。また、油が沸騰すると、火が広がる原因となります。

お問い合わせ先 東京消防庁の各消防署又は以下の担当まで

東京消防庁
Tokyo Fire Department

5、厨房設備に係る火災予防対策

厨房関係業界（施工業者、飲食店事業主等）を対象としたリーフレット

消防署への届出が必要ですよ！

飲食店における火災が増加！
～厨房設備の適切な施工と確実な届出を～

東京都内の飲食店において、火災が増加しています。昨年は統計をとり始めた昭和40年以降、最も多量の火災発生を記録した。今年も6月末日までに157件発生しており、年間では300件発生することが危惧されます。さらに8月には、中央区の飲食店から大規模な火災が発生しました。

飲食店における火災を約2ポイント

過去5年間（平成24～28年）の東京都の火災発生割合

使用済み油が原因で発生（4.2%）
 放置しない
 適切な設備が原因で発生（4.0%）
 点検・清掃を徹底して
 Check and Clean
 設備点検が原因で発生（1.0%）
 可燃物を置かない
 Keep burnable items AWAY

厨房設備から壁体、天井等の建築物の部分又は可燃物まで火災予防上の安全な距離を確保すること！

厨房設備の設置設備
 （毎年度検定で設置温度が300℃未満のものの場合）
 上向き：100cm 側方：50cm 前方：100cm 後方：50cm

※設置条件により異なります。詳しくは消防課にご確認ください。

火災原因
 飲食店の厨房において毎年度最も多い火災原因は、地上3階の複層ビル、1階の飲食店における火災です。ガスこんろと壁体間に火災予防上の安全な距離確保をとらずに、長期にわたってガスこんろを使用していたため、壁体部分の穴・すきま等に伝導熱の火災となり、従業員が避難して逃げ込んでいる間に、壁体のスチレン系の樹脂から煙が起きているのを発見しました。

教訓
 厨房設備等の火災設備を設置する際は、壁体又は可燃物との間に適切な距離を確保してください。また、計画の段階で設置場所を確保する必要性を認識してください。

火災事例
 飲食店の厨房において毎年度最も多い火災原因は、地上3階の複層ビル、1階の飲食店における火災です。ガスこんろと壁体間に火災予防上の安全な距離確保をとらずに、長期にわたってガスこんろを使用していたため、壁体部分の穴・すきま等に伝導熱の火災となり、従業員が避難して逃げ込んでいる間に、壁体のスチレン系の樹脂から煙が起きているのを発見しました。

お問い合わせ先 東京消防庁の各消防署又は以下の担当まで

東京消防庁
Tokyo Fire Department

5、厨房設備に係る火災予防対策

火炎伝送防止装置としての「防火ダンパー」の指導基準の改正
(平成24年6月19日通知)

- (1) 排気ダクトに堅固に取り付け、天井・壁等に保守点検が行える点検口及び排気ダクトの防火ダンパーの開閉、作動状態の確認、点検等に必要な検査口を設けること。
- (2) 温度センサーは、概ね120℃～180℃のもので、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。
- (3) 温度センサー(温度ヒューズ)は、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に規定する試験に合格したものを使用すること。
- (4) 温度センサーの取り換えは、容易に行えること。

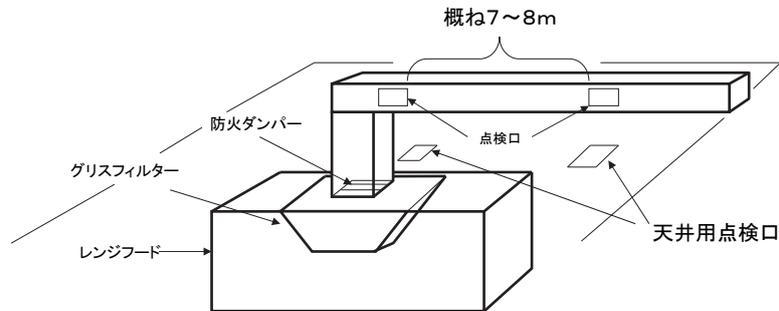
5、厨房設備に係る火災予防対策

H25年度の火災予防対策 (平成25年10月8日通知)

- (1) 条例に規定される排気ダクトの「容易に清掃ができる構造」について例示した。
- (2) 特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、ダクト内に設けない。
- (3) 断熱材で被覆する場合は、隙間なく被覆する。
- (4) 適正風量を確保するとともに、風量調整ダンパー等により、むやみに風量を変更しない旨を表示する。

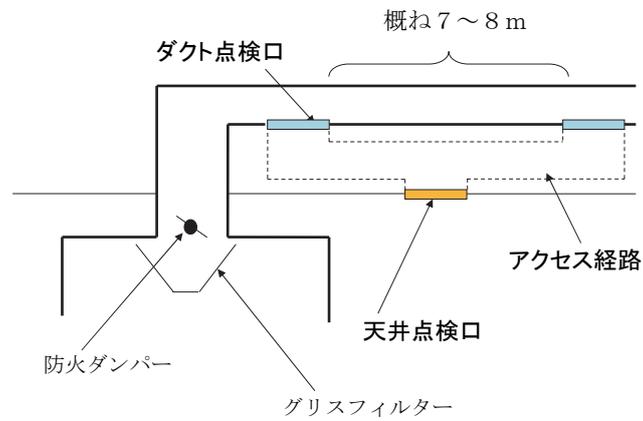
5、厨房設備に係る火災予防対策

排気ダクトの点検口設置(例)



5、厨房設備に係る火災予防対策

点検口設置(例)断面図



ご清聴ありがとうございました。

第2章

建築物事業登録制度について

- 1 建築物衛生法の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準
- 4 各種届出

1 建築物衛生法の概要

(1) 目的（法第1条）

建築物衛生法は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義（法第2条、法施行令第1条）

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される部分の延べ面積が3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校では8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理基準等（法第4条・都の指導基準）

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者がいるときは、その権原を有する者）は、この管理基準に基づいて建物を管理しなければなりません。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都が定める「建築物環境衛生管理指導基準」を P.25 にまとめました。

(4) 建築物環境衛生管理技術者（法第6条）

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者がいるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。

都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者等との兼任はできません。

**建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱
(抜粋)**

(建築物環境衛生管理指導基準)

第3 特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

- 1 空気環境の定期測定場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。
なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。
- 2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。
- 3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。
- 4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。
- 5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)	空気環境の定期測定の場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	①6月以内ごと実施 (16項目、11項目) ②毎年6～9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設： 3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内ごとに1回、給湯水系統別に末端給湯水栓で実施する。	
	防錆剤 ^{せい} の水質検査	2月以内ごとに1回実施		
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度		
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回実施	排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。	
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施		
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。	

* 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルビット対策指導要綱）の規定

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする6業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物衛生法の改正が行われました（昭和55年5月10日公布、同日施行）。

その後、20年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃業）の追加と、1業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成13年12月14日公布、平成14年4月1日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図1）。

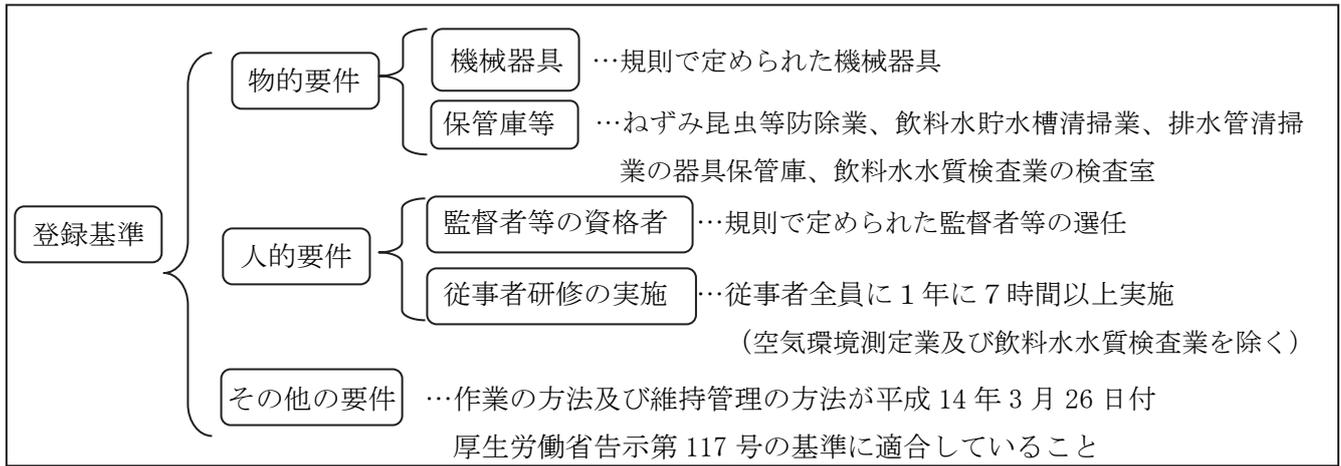


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当が窓口となっています (P.59 参照)。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です (表2)。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください (P.36 参照)。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることになります。

表2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 15 ダ第〇〇〇号	東京都 3 ダ第〇〇〇号	東京都 26 ダ第〇〇〇号
有効期間	令和 3 年 10 月 2 日から 令和 9 年 10 月 1 日まで	令和 3 年 10 月 2 日から 令和 9 年 10 月 1 日まで	平成 26 年 10 月 2 日から 令和 2 年 10 月 1 日まで
説明	平成 15 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	令和 3 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録事業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登録表示（例）

- 良い例 → 建築物空気調和用ダクト清掃業、東京都〇〇ダ第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定環境衛生空気調和用ダクト清掃業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表3に示しました。

表3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1号	建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2号	建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表4）。

表4 業種別の登録営業所数（令和4年3月31日現在）

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	4 2 4
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	1 4 0
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	2 3
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	4 1
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	8 2 5
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	1 7 2
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	2 9 4
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	3 4 9
合 計	2, 2 6 8

※登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、当課ホームページで公開しています。

（URL：https://www.tmph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/）

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等*の選任をしていただいています。以下（ア）～（ウ）のいずれの場合についても、当該の登録事業に専念していただくという点から、監督者等として選任することはできません（兼任は認められません。）

（図2）。資格者本人に確認し十分に注意して申請を行ってください。（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2留意事項」を確認してください。）

- （ア）同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つですすでに監督者等として登録されている場合
- （イ）他の業種で監督者等として登録されている場合
- （ウ）建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表5）。

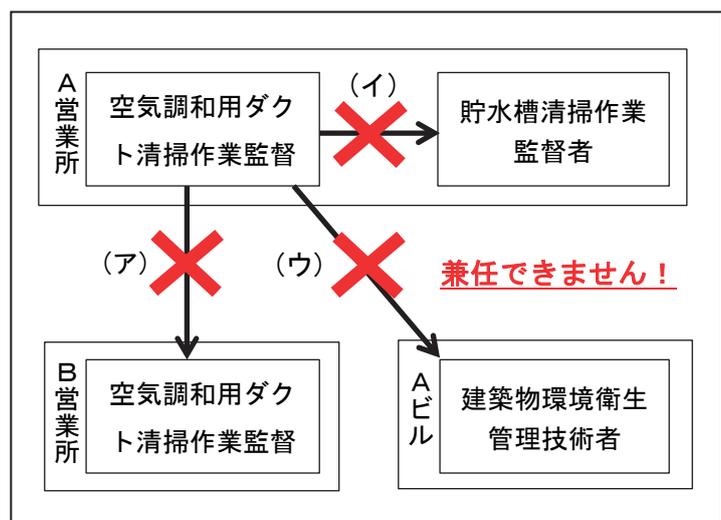


図2 兼任禁止についてのイメージ

表5 各業種における「監督者等」の説明

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	清掃作業監督者
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	水質検査実施者
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	排水管清掃作業監督者
建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者
建築物環境衛生総合管理業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）

（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

(1) 登録業全体について

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとするとはできないものであること。

オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 建築物空気調和用ダクト清掃業登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。P.59 参照）。

（1）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

ア 次の機械器具を有すること

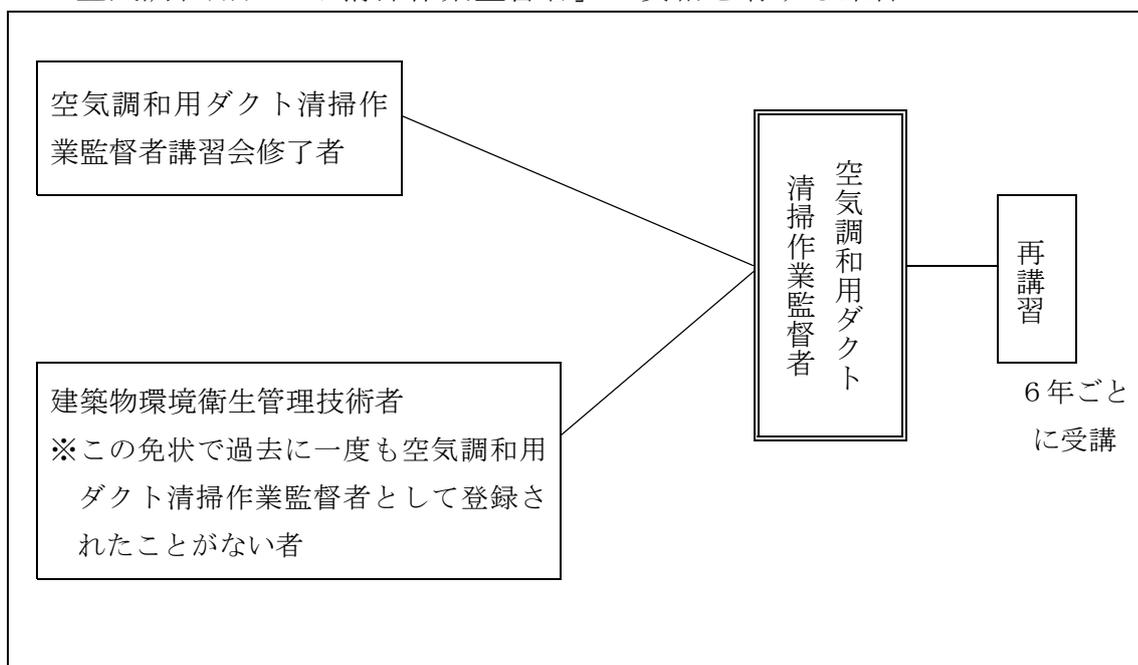
- （ア）電気ドリル及びシャー又はニブラ
- （イ）内視鏡（写真を撮影することができるもの）
- （ウ）電子天びん又は化学天びん（1mg 以上の分解能を有するもの）
- （エ）コンプレッサー
- （オ）集じん機
- （カ）真空掃除機

（2）事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）

ア 空気調和用ダクト清掃作業監督者

営業所に、空気調和用ダクト清掃作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

「空気調和用ダクト清掃作業監督者」の資格を有する条件



※登録有効期間経過後、引き続き建築物環境衛生管理技術者をダクト清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、再講習を修了していなければなりません。

イ 従事者

空気調和用ダクト清掃作業監督者に従事するすべての者（アルバイト、パートを含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、年間7時間以上受けなければなりません。

また、研修の内容は最新の情報などを盛り込むとともに、受講者の技能の程度に応じたものにしてください。

以下にカリキュラム例を掲載するので、参考にしてください。

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原則	清掃方法／使用器具／ダクト清掃概略図	40分
ダクト清掃要領	ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う	110分
安全及び衛生	作業ルールの遵守／作業マナー／作業の安全と衛生／作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業	60分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／図面の見方	90分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法／使用器具／ダクト清掃概略図／使用機器の選定	50分
ダクト清掃要領	ダクト清掃の計画と具体例／ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う	100分
安全及び衛生	作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策／現場での安全衛生（リスクアセスメント、KYK）	40分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業／ダクト清掃の目的／健康的な室内環境	30分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／設備の実際とダクト清掃作業	100分
ダクト汚染と診断方法	ダクト汚染／空気調和用ダクト内部の汚染物質／汚染の実態／汚染診断方法／汚染診断の計画と具体例	60分
最新技術の動向	最新技術の動向／空気調和ダクト以外のダクト清掃	40分

**(3) 作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準
(その他の要件)**

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成14年3月26日付厚生労働省告示第117号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」(以下、「告示第117号」という。)の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第117号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第117号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(抜粋)

第三 規則第二十六条の三第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 二 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 三 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 四 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 五 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

4 各種届出

(1) 変更届 (様式はP.51参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変 更 事 項	添 付 書 類 等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3ヶ月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
空気調和用ダクト清掃作業監督者 (再講習受講を含む)	※空気調和用ダクト清掃作業監督者の資格を称する書類 (原本)
その他の要件	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

注 意

- ・ これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・ 変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・ 登録証明書の修正、再発行は行いません。
- ・ 空気調和用ダクト清掃作業監督者の資格を証する書類(※)は原本確認後、返却します。

(2) 廃止届 (様式はP.53参照)

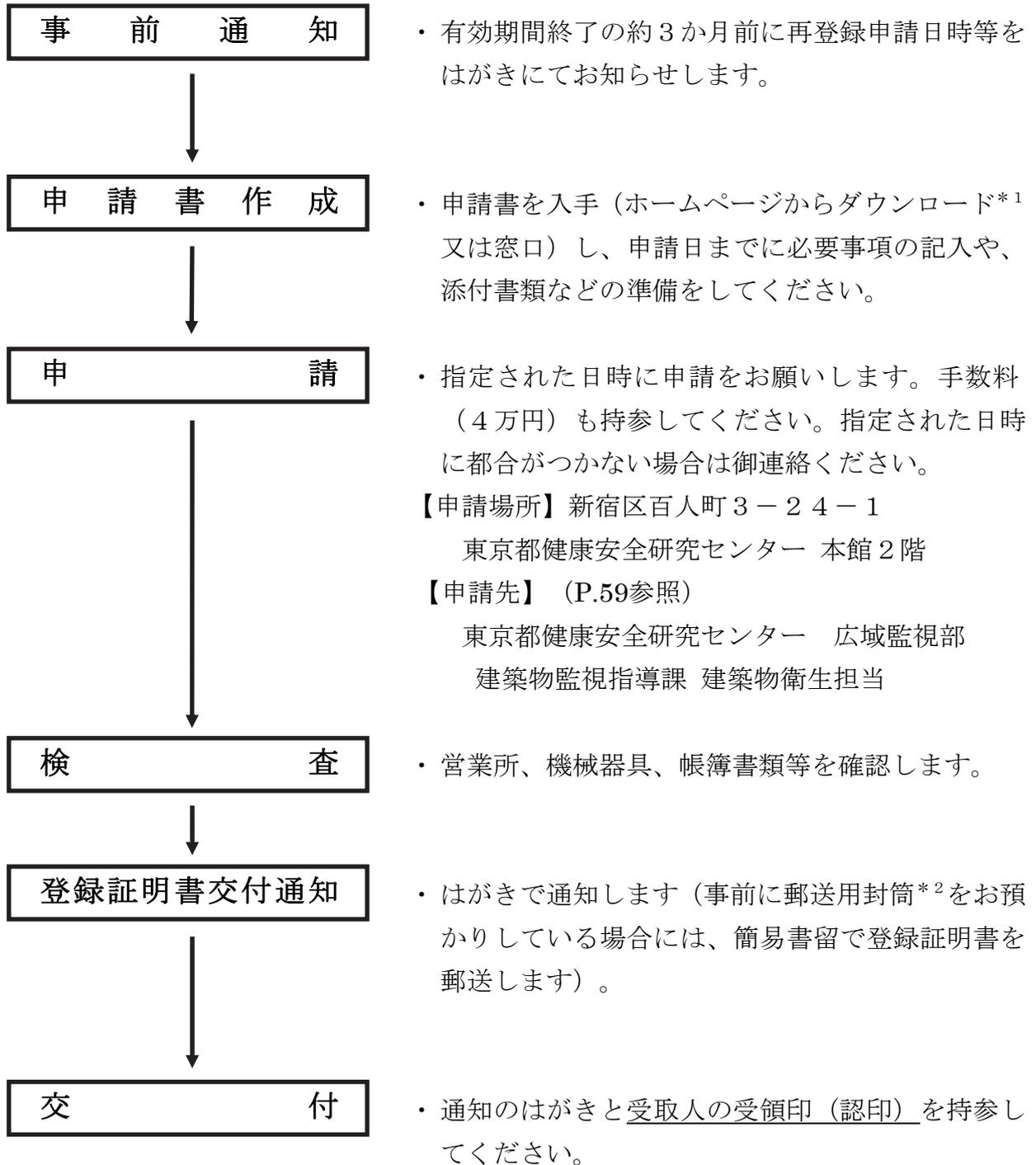
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。その際に、営業所の登録証明書の原本を持参してください。

(3) 再登録申請 (様式はP.40参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録(再登録)を受けなければなりません。

申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



* 1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページ（検索サイトで「建築物監視指導課のページ」と検索してください）
URL : https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/

* 2 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に460円分の切手を貼付してください。

第3章 様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類

1 新規・再登録申請に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合は、申請書（P.40～46）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、作成例（P.47～50）を参照して作成してください。

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は変更届（P.51）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。また、事業登録を廃止する場合は、廃止届（P.53）を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 作成及び管理が必要な帳簿書類

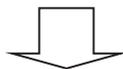
営業所に備えておく帳簿書類の様式例を掲載（P.55～57）していますので、参考にしてください。

◎ 申請書、変更届、廃止届及び帳簿書類*の様式は、当課ホームページからダウンロードできます。

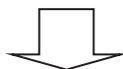
※「機器管理台帳」及び「空気調和用ダクト清掃作業従事者研修実施記録表」

「建築物監視指導課のページ（東京都の事業登録制度）」
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/

検索サイトで「東京都の事業登録制度」を検索



「新規申請・再登録申請」「変更届・廃止届」「帳簿書類の様式例」



「MS-Word」、 「MS-Excel」又は「PDF」の形式で様式がダウンロードできます。

保存期間		常1年	保存期間満了後の措置		廃棄	分類記号	G010100		引継ぎ	
健 研 建 登 第 号										
浄書	浄書照合	公印照合・押印		回付・施行上の注意		処 理 経 過	施行	年 月 日		
							決定	年 月 日		
							起案	年 月 日		
						收受	年 月 日			
あて先					発信者名	知 事		発送		
課	決定権者 (課長)	審査 (文書取扱主任)	審 議 (課長代理)		起案	健康安全研究センター		起 案 者		
						広 域 監 視 部				
						建 築 物 監 視 指 導 課				
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。										

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

申 請 者

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請書

下記のとおり建築物空気調和用ダクト清掃業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 営業所の名称 電 話 ()
- 2 営業所の所在地 郵便番号
- 3 営業所の責任者氏名
- 4 添付書類
 - (1) 空気調和用ダクト清掃作業監督者の資格を証する書類
 - (2) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
 - (3) 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登 録 簿	
				収 受 簿		通 知 送 付	

空気調和用ダクト清掃作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者			番 号			
	建築物環境衛生管理技術者			取得年月日	. .		
講習記録 (直近の)	監督者講習 修了証番号	ダ再第	号	照合	ダ再第	号	照合
	取得年月日		有効期限

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者			番 号			
	建築物環境衛生管理技術者			取得年月日	. .		
講習記録 (直近の)	監督者講習 修了証番号	ダ再第	号	照合	ダ再第	号	照合
	取得年月日		有効期限

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者			番 号			
	建築物環境衛生管理技術者			取得年月日	. .		
講習記録 (直近の)	監督者講習 修了証番号	ダ再第	号	照合	ダ再第	号	照合
	取得年月日		有効期限

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者			番 号			
	建築物環境衛生管理技術者			取得年月日	. .		
講習記録 (直近の)	監督者講習 修了証番号	ダ再第	号	照合	ダ再第	号	照合
	取得年月日		有効期限

機械器具等設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
電気ドリル			
シャー又はニブラ			
内視鏡			
電子天びん 又は 化学天びん			
コンプレッサー			
集じん機			
真空掃除機			

営 業 所 名 称		営 業 所 所 在 地	
--------------	--	----------------	--

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

営業所		営業所	
名 称		所 在 地	

作業実施方法等 (例)

年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順			

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
苦情及び緊急の連絡に対する体制

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】



(ダクト清掃作業及びダクト清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面)

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を(ポイント)に示してありますので参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

(ポイント)

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

(例)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	電気ドリル シャー 電子天びん コンプレッサー 集じん機 真空掃除機 等
2 班	建物 花子	電気ドリル ニブラ 電子天びん コンプレッサー 集じん機 真空掃除機 等

II 作業手順

1 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第三の一）

ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行うおとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行う。

◎（告示第 117 号 第三の二）

清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。

◎（告示第 117 号 第三の三）

清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検する

とともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。

◎（告示第 117 号 第三の四）

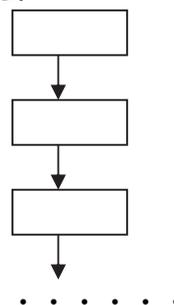
清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認する。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずる。

具体的な作業工程

(例 1)

- 1) ○○○
- 2) ○○○
- 3) ○○○
- 4)

(例 2)



ポイント

ダクト清掃作業について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください（点線内）。

2 機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第三の五）

空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

3 ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法

具体的な処理方法

4 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 清掃作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・ 作業内容
- ・ 施工写真（施工状況・効果測定）
- ・ 効果測定方法（具体的な方法）とその測定データ

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第三の六）

空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第三の一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

（業務を委託しない場合）

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

- 1 委託を受ける者の氏名等
 - (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあっては名称）：〇〇株式会社
 - (2) 委託をする業務の範囲：ダクト清掃作業全般、等
 - (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法
実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

ただし、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第三の一から五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

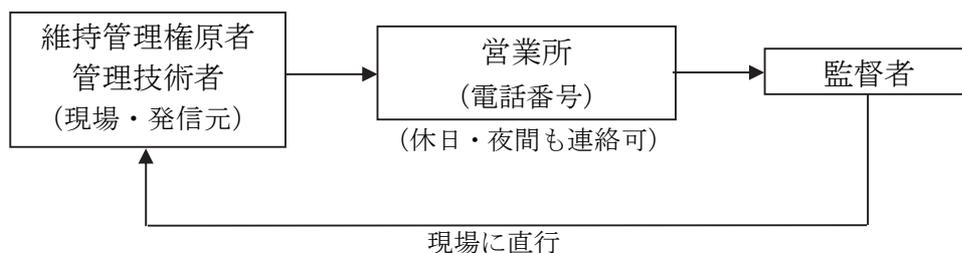
IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第117号 第三の七）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

(例)



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。

最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 変更事項
旧
新

6 変更年月日 年 月 日

- 添付書類
 - ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
 - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
 - ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第9号様式

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 〇〇 第 〇〇〇 号

5 変更事項 【変更した事項について記入してください (例: 申請者代表者の変更)】

旧 【変更前について記入してください】

新 【変更前について記入してください】

変更した年月日を記入してください。

6 変更年月日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
詳細は P.36 参照	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 廃止年月日 年 月 日

添付書類

・登録証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第10号様式

令和 00 年 00 月 00 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒000-0000

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社0000 代表取締役 0000

電話 03 (0000) 0000

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社0000 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒000-000 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (0000) 0000

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 000 第 000 号

5 廃止年月日 令和 00 年 00 月 00 日

廃止した年月日を記入してください。

添付書類

・登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	<付属部品>		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容	担 当 者	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

空気調和用ダクト清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修1年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 清掃作業に用いる機械器具の使用方法 ア ダクト清掃の基本原理 イ ダクト清掃要領		備 考 テキスト名 ()
	(2) 清掃作業の安全と衛生		
	(3) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の心得 ウ 空気調和設備概論		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

空気調和用ダクト清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者： 研修2年目以降の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 (1)及び(2)の科目は必修とし、(3)の科目は選択とする 右記項目中で実施したのものには○印をつける 研修に使用した資料は添付する	(1) 清掃作業に用いる機械器具の使用方法 ア ダクト清掃の基本原理 イ ダクト清掃要領		備 考 テキスト名 ()
	(2) 清掃作業の安全と衛生		
	(3) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の心得 ウ 空気調和設備概論 エ ダクト汚染と診断方法 オ 最新技術の動向		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印



検査年月日	年	月	日
監視員			
立会者			

建築物事業登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5に基づく立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称			
営業所所在地	区・市・郡	町	丁目
登録番号	東京都	ダ	第 号
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）		

1 検査結果（登録要件）

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具がある・申請内容と一致している・所有又は借用を証する書類がある。（電気ドリル、シャワー又はニブラ、内視鏡、電子天びん又は化学天びん、コンプレッサー、集じん機、真空掃除機）		
	2	ダクト清掃作業監督者がいる・兼任していない・ダクト清掃作業監督者講習会修了証書、再講習会修了証書等がある。		
	3	従事者研修を実施している。		
人的要件	4	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
	5	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		
その他				

2 監視結果

項目	No.	検査項目	判定	備考
帳簿・書類等の整備状況	1	機器管理台帳を作成し、保存している。		
	2	内容が適切に記載されている。（点検、その他）		
	3	報告書を作成し、控を保存している。		
	4	従事者研修を実施している。		
	5	従事者研修実施記録を作成し、保存している。		
	6	実施方法が適切である。（実施日、実施時間、指導者氏名、受講者氏名、実施内容等）		
設備等の維持管理状況	7	機械器具等の点検・整備をしている。		
	8	機械器具が衛生的であり、整理整頓されている。		
	9	作業の安全と衛生対策が十分である。（侵入防止対策、安全対策器具の使用等）		
その他	10	登録の表示が適切である。		
	11	作業手順が適切である。（工程、委託方法、連絡体制）		

3 指導事項

判定欄の見方 ……完備・良好 ……不備・不良 ……一部不備・不十分
 ……留意 ……該当せず

窓口・問合せ先

建築物事業登録に関する窓口・問合せ先

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当

所在地：〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

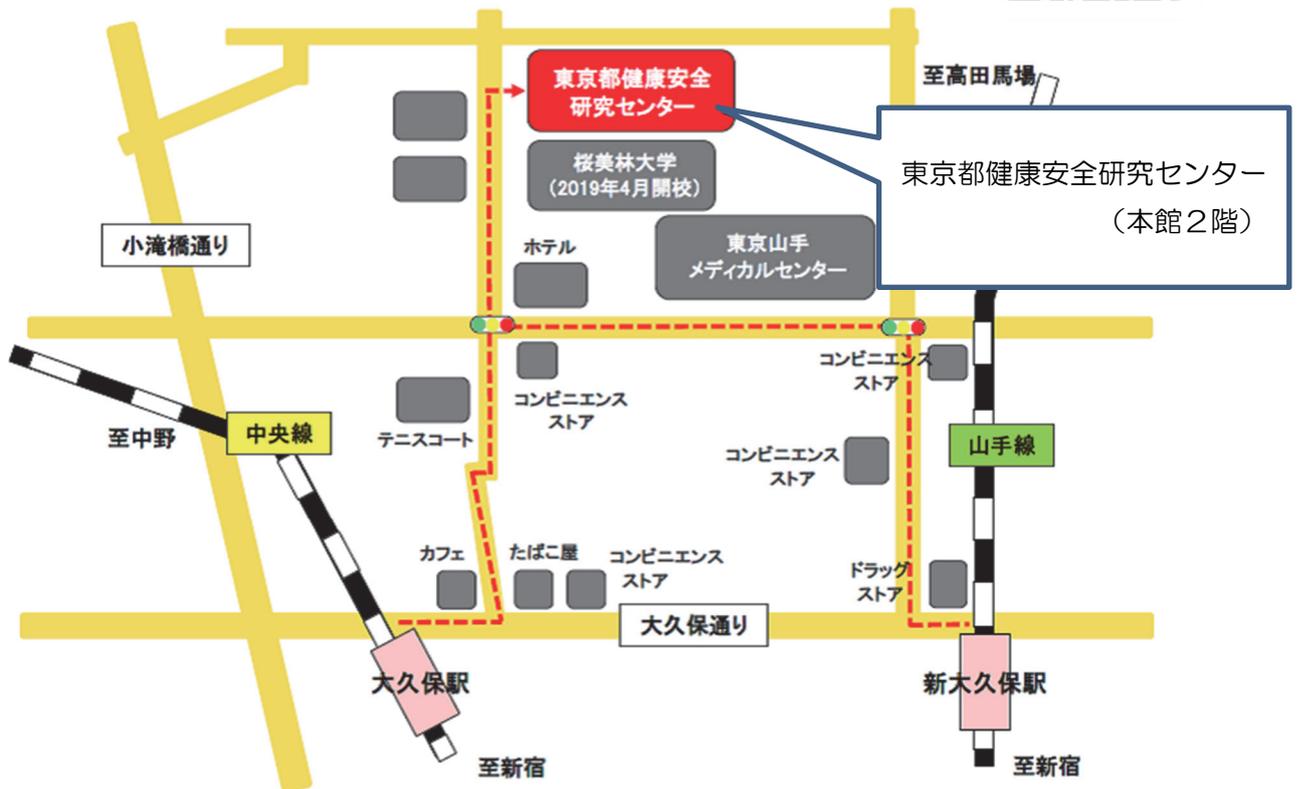
電話：03-5937-1058

FAX：03-5937-1099

URL：https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索)

二次元バーコード



※ JR中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約8分

※ JR山手線 新大久保駅 徒歩約10分

登録番号(4) 15

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
建築物事業登録営業所講習会資料

令和4年11月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当
新宿区百人町三丁目24番1号 東京都健康安全研究センター 本館2階
電話番号 03-5937-1058 (直通)

印刷 株式会社まこと印刷
港区虎ノ門三丁目19番7号
電話番号 03-6230-9590

再生紙を使用しています。

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

